

シングルサインオンサービス利用規約

2022年10月27日

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ (以下「当社」といいます。) は、シングルサインオンサービス利用規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、Secure Access Gateway 共通利用規約 (以下「共通利用規約」といいます。) 及び本規約 (以下併せて「利用規約」といいます。) に基づきシングルサインオンサービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します。なお、本規約で利用する用語は、特に定めのない限り、共通利用規約と同じとします。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

利用規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	当社が「シングルサインオンサービス」の呼称で提供する、一回の認証で複数サービスのログインを可能とするサービス
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための利用規約に基づく契約
契約者	当社との間で利用契約を締結した者
利用責任者	本サービスを利用する際に当社から払い出す契約者 ID 及アカウント及びパスワードを管理し、利用者の設定や管理をする者
利用者	利用責任者による監督の下、本サービスを利用する者
サービス利用料	本サービスの利用の対価
提供事業者	チエル株式会社をいい、共通利用規約のうち「他のサービス提供事業者」及び「提供事業者」と同じ意味とする。
責任分界点	本サービスのうちシングルサインオンサービスライセンスについて、当社と契約者の責任範囲を分けている境界線のこと
契約者 ID	契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
利用者ライセンス	本サービスを利用するための権利であり、一人の利用者に一つ付与されるもの
契約者管理データ	本サービスの利用に伴い契約者が当社及び提供事業者の設備に記録・管理する情報

第3条（利用規約の変更）

当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第4条（サービスの種別）

当社は、本サービスにおいて提供するサービスは次のとおりとし、詳細は、別途当社がWebサイトに定める内容及び別紙1（サービスメニュー）に定めるものとします。

- (1) シングルサインオンサービスライセンス
- (2) SaaS登録設定代行サービス（当社が指定したSaaSに対してのみ利用することができます。）

第5条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 当社の本サービスのうちシングルサインオンサービスライセンスの責任分界点は、本サービスのインフラ基盤からアプリケーション層までとします。契約者がアプリケーション上で設定した内容及び登録した情報の管理については契約者がその責任を負うものとします

第6条（サービスの提供条件）

本サービスは、別表で定める当社のサービス（以下「通信サービス」といいます。）に付随して提供することもできます。通信サービスの利用については、通信サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件が適用されるものとします。

2 前項を契約者が希望する場合、契約者は別途通信サービスの利用契約を申し込む必要があり、契約名義は通信サービスの契約者名義と同一である必要があります。

3 契約者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスについて、当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 提供事業者起因するものなど当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は責任を負わないこと

4 本サービスにかかる著作権その他の知的財産権等の全ての権利は、提供事業者又は提供事業者が指定する者に帰属しており、当社との利用契約の締結は、契約者に対し本サービ

スに関するいかなる権利の譲渡又は移転を認めるものではありません。

第7条 (サービスの変更)

当社は、本サービスの一部又は全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含みます。）を変更することができるものとします。

2 当社は、本サービスの重要な変更又は終了のときは、変更又は終了の3カ月前までに書面その他の方法をもって契約者に対し、通知します。

3 当社は、前項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、契約者に対し、当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

4 前2項にかかわらず、提供事業者のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

5 当社は、第3条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第8条 (利用契約の申込み)

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。また、申込者は当社が申込者の個人情報を含む情報を提供事業者に提供することに同意するものとします。なお、個人情報については利用規約に定めるほか、次の個人情報保護方針又はプライバシーポリシーに則り取り扱います。

・当社の個人情報保護方針：<https://www.nttpc.co.jp/company/effort/privacy.html>

・提供事業者：<https://www.chieru.co.jp/privacy/>

2 利用契約の申込みは、日本国法に基づき設立された法人であって、法人番号が付与された団体に限ります。

3 利用契約の申込みをすることにより共通利用規約第9条の契約者情報の登録が行われます。

4 一つの利用契約に対し一つの契約者IDを発行します。一つの利用契約に紐づける利用者ライセンス数は、10個以上とします。

5 申込者は、利用契約を申し込む際、当社の定める必要事項と必要となる利用者ライセンスの数を申請するものとします。なお、利用者が複数端末を利用する場合でも、1人分の利用者ライセンスを付与します。

6 当社は、契約者情報を登録したときは、次の契約者情報を提供事業者が開示するものと

します。かかる情報は、本サービスを契約者に提供するために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。

- (1) 契約者名
- (2) 契約者住所
- (3) 利用責任者名
- (4) 連絡先メールアドレス
- (5) 電話番号

第9条（契約成立）

本サービスの利用開始日は、当社が契約者にサービス利用開始の通知を発した日とします。通知方法は連絡先メールアドレス宛にメールで行い、次の情報を契約者に通知します。

- (1) 利用者ライセンス
- (2) 契約者 ID 及びそのパスワード
- (3) その他本サービスの利用のために必要な情報

第10条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から起算し1ヵ月とします。

2 当社はキャンペーン等により前項の定めとは別に最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 前2項で定める最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスにかかる料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第11条（契約終了時の取扱い）

利用契約の解除又は本サービスの廃止等その終了原因を問わず利用契約が終了した場合、当社は契約者管理データ及び契約者が入力した情報等を削除するものとします。これにより契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第12条（リバースエンジニアリング等の禁止）

契約者は、本サービスのソフトウェアを含む一切のプログラムの複製・翻案、第三者への送信・配布、改変及びリバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、解読、又はその他の方法によりソースコードを引き出し、他のソフトウェアプログラム又は派生的製品の制作の基礎としてこれらを使用することはできないものとします。

2 前項の行為は共通利用規約第32条の禁止行為に該当するものとし、当該行為を行っていると当社で判断した場合、共通利用規約第36条の利用停止事由に該当すること、利用契約の解除事由にあたることを了承します。

第13条（料金）

本サービスのサービス利用料は、別紙2（料金表）のとおりとします。

2 関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算されたサービス利用料を請求するものとし、

3 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第14条（料金等の計算方法）

料金等の計算は、サービス提供月（毎月1日から月末までの間をいいます。）に従って計算します。ただし、本サービスの利用を開始した月は、利用開始日から月末とします。この場合、月額料金の日割り計算は行わず、1ヵ月分の月額料金を支払うものとし、

2 シングルサインオンサービスライセンスのサービス利用料は、実際の利用の有無に関わらず、当社が付与した利用者ライセンス数に月額料金を乗じた額とします。

3 新規で申し込む利用者ライセンスは、利用開始日が含まれる月のサービス利用料は無料となります。ただし、利用開始日が1日となる場合及び利用開始日が含まれる月の途中にて利用契約を解除した場合は、サービス利用料は無料となりません。

4 月の途中で利用契約を解除等何らかの理由で契約が終了した場合であっても、日割り計算は行わず、1ヵ月分のサービス利用料を請求します。

5 SaaS登録設定代行サービスのサービス利用料は、当社にて設定代行サービスを実施後に、1SaaSごとに1件としてサービス利用料を請求します。

第15条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の10営業日（当社の営業日を基準とします。）前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとし、この場合に、通知があった日から当該通知で解除日とされた日までの期間が10営業日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から10営業日を解除日とします。

第16条（責任の制限）

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとし、

2 当社が提供する本サービス以外のソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準

備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約にかかる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

4 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスにかかるサービス利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

5 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第17条（契約者の責任）

当社は、契約者に対し本サービスを提供することのみを行い、契約者が本サービスを用いて登録する情報等の内容や本サービスを用いて行う取引の内容等について関与しないものとします。

2. 契約者は自己の判断と責任で本サービスを利用するものとし、本サービスの利用に関し他の契約者又は第三者との間で紛争等が生じた場合、その原因の如何を問わず、自己の判断と責任で解決し、当社は責任を負わないものとします。

第18条（非保証）

当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的に適合すること、期待する機能、有用性、正確性を有すること及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。また、それに起因する損害をはじめ、契約者その他の者に対しても責任を負わないものとします。

第19条（第三者利用）

契約者は、本サービスを利用者以外の第三者に利用させることは、共通利用規約第32条の禁止行為に該当し、共通利用規約第36条の利用停止事由に該当すること、利用契約の解除事由にあたることを了承します。

第20条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを表

明し、保証するものとします。

(1)自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2)契約者が法人その他の団体の場合、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3)契約者が法人その他の団体の場合、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(6)契約者が法人その他の団体の場合、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 当社は、契約者が前2項に違反したと判断したときは、利用契約を解除することができるものとします。この場合、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

付則

この利用規約は2022年10月27日から実施します。

別表 当社が定める通信サービス

通信サービス：Master'sONE

別紙1 サービスメニュー

1. サービス項目

サービス種別	項目	提供条件
基本サービス	シングルサインオンサービスの利用者ライセンス提供	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者単位でのライセンス提供・ 提供条件は別途当社が Web サイトに定める内容に記載
マネジメントサービス	SaaS 設定登録代行サービス(当社指定 SaaS)	<ul style="list-style-type: none">・ SaaS 単位での提供・ 提供条件は別途当社が Web サイトに定める内容に記載

別紙 2 料金表

品目	課金単位	料金
シングルサインオンサービス月額料金	1 利用者ライセンスあたり ※1	月額 500 円 (税込 550 円)
SaaS 登録設定代行サービス(当社指定 SaaS に限る)	1SaaS あたり/件	50,000 円(税込 55,000 円)

※1…10 ライセンス以上からの提供となります。